

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会
第7回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会（第7回）

議事次第

日 時：令和3年2月22日（月）18：00～20：00

場 所：オンライン

1. 開 会

2. 議 事

とりまとめ案の議論

3. 閉 会

2021-2-22 第7回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

○金子虐待防止対策推進室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第7回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日も、ウェブ会議にて開催させていただきます。

また、引き続き法務省より平田参事官、最高裁判所より木村課長にも御出席いただいております。

今回の検討会は、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会の録音・録画は禁止としておりますので、傍聴の方はくれぐれも御注意ください。

それでは、これより先の議事は吉田座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○吉田座長 皆さん、こんばんは。座長の吉田でございます。本日も、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず事務局から資料の確認等をお願いします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 それでは、資料の確認をいたします。

資料1「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 とりまとめ案」。構成員提出資料として、「藤林構成員提出資料」。

ほか、参考資料でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思っております。本日の議題は「とりまとめ案の議論」となっております。当検討会の取りまとめについて、事務局が資料1として案を用意しておりますので、これを基に議論していきたいと思っております。

本日は、時間を区切って、まず「Ⅰ はじめに」から「Ⅱ 基本的な考え方」までについて御意見をいただければと思っております。

次に、「Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方」について御意見をいただければと思っております。

その次に、「Ⅳ 一時保護中の手続等の在り方」について御意見をいただければ、最後に「Ⅴ 一時保護の解除にあたっての手続等の在り方」から「Ⅶ. おわりに」まで御意見をいただければと思っております。

なお、構成員提出資料につきましては個別に時間を設けることはせずに、関連する議論の時間の中で適宜、挙手の上、御説明いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、先に事務局から資料1の「とりまとめ（案）」の説明をお願いいたします。

○野村大臣官房総務課企画官 企画官の野村でございます。それでは、資料1「とりまとめ（案）」を御用意いただければと思っております。

1 ページ目、2 ページ目は目次で構成を御用意しております。

「はじめに」「基本的な考え方」の後、今まで御議論いただきましたとおり「一時保護の開始に当たっての手續等の在り方」「一時保護中の手續等の在り方」、そして「一時保護の解除に当たっての手續等の在り方」というふうに構成をした上で、「一時保護を通じて共通する事項」として「子どもの権利擁護について」、それから「保護者との関係について」を御用意して、「おわりに」という形での方向性となっております。

3 ページ目から順次御説明でございますけれども、「I はじめに」でございますが、こちらは経緯と検討会の設置についての記載を御用意しております。28年3月の専門委員会の報告（提言）から、28年の改正法でございますとか29年の改正法などを経まして、一時保護ガイドライン、平成30年7月6日の局長通知がございますけれども、そういったものの発出。

そういう中で4 ページ目でございますが、平成29年改正法附則4条、それから令和元年改正法附則第7条第2項、そういうことを受けまして今回「（本検討会等について）」という記載がございますけれども、令和2年9月に設置をしたということを記載してございます。

また、4 ページ目の「本検討会の設置に先立ち」の параグラフでございますが、29年改正法による効果や児童相談所の意識の変化を把握するため、令和2年6月に全国の児童相談所を対象に実態把握調査を行い、4 ページから5 ページにかけてでございますが、そこで明らかになった状況について記載をさせていただいております。

続いて6 ページ目を開けていただければと思いますが、「基本的な考え方」として記載をしております。「一時保護は、子どもの最善の利益を守るため、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、子どもを一時的にその養育環境から離す制度である。」と記載をした上で、「こうした目的に照らし、一時保護は、必要な場合に躊躇なく行われなければならない」。その一方で、権利の制限を伴うことから必要最小限の期間で行い、手續の透明性が確保されることが重要というふうに書いてございます。

一方で、その下の「一時保護した子どもについては」の параグラフでございますが、管内の一時保護所の平均入所率が100%を超えた自治体が令和元年において12か所あることなどを踏まえ、「一時保護中の子どもの処遇に関し、あまねく十分な質が担保されているとは言えない状況にあると考えられる。」と書いたところでございます。

それで、一番下、「このように」でございますけれども、「一時保護については、迅速かつ適切な保護、保護された子どもの適切なケア、解除時の丁寧なアセスメントや家庭への支援が必要である。またこれらに共通して権利擁護の視点を忘れてはならない。」ということで、以下、Ⅲ以降で個別の論点、それから対応状況について記載をさせていただいたところでございます。

7 ページ目、「基本的な考え方」として御用意をした上で、「一時保護の開始に当たっ

ての「手続等の在り方」についてでございますが、「基本的な考え方」のほかに「アセスメントについて」というところがございます。（２）でございますが、「既存のアセスメントツールについて、客観的なリスク指標を踏まえた改修を行うべきである。アセスメントに際しては、客観的かつ専門的な裏付けの確認を徹底すべきであり、例えば」ということで２点、必要と考えられる事項を書いております。

また、一時保護をせずに死亡に至った事例等、様々な事例がございますけれども、そういった「事例等を分析し、児童相談所の間での共有を図ることも考えられる」。

それから、「一時保護の長期化を防ぐ観点から、開始の時点で、安全性の観点のアセスメントにより保護すべきか否かを判断するだけでなく、並行して、解除後の子どもの処遇も含め、家庭の強みに着目したアセスメントの視点に立って今後の見立てを行うことも重要」というふうに書いているところでございます。

「カンファレンスについて」ですが、「客観的な資料がカンファレンスでも活用されることが必要」とした上で、８ページですけれども、「児童相談所の緊急受理会議や援助方針会議等において、弁護士や医師などの児童相談所内部の専門家や外部有識者が参加し、意見を述べるができる仕組みを作ることが考えられる。このため、児童相談所への常勤弁護士の配置等に係る支援についても強化すべきである。」と書いてございます。

８ページ目の２．でございますが、「児童相談所の調査権の在り方について」でございます。

「このため」で始まるパラグラフでございますけれども、「相手方に応諾義務を課した調査権限を児童相談所等に付与することも検討すべきである。」

「このほか」で始まるパラグラフでございますが、「現行の児童虐待防止法第13条の４に規定される関係機関による調査協力については、特定妊婦が対象となっていないため、特定妊婦についての調査権も併せ検討すべきである。」というふうに記載をしたところでございます。

次に、「一時保護に関する司法審査の在り方について」ということで、「基本的な考え方」、それから「平成29年改正法の評価について」、８ページ、９ページ、10ページまで記載をした上で、10ページの（３）で「平成29年改正法の評価を踏まえた司法審査の在り方について」で、「延長の承認に係る司法審査が必要な一時保護期間の短縮」というところでございますけれども、「子どもの立場からすると２ヶ月という期間は長く見直すべきとの指摘もあったものの、一時保護期間は、解除後の養育環境に係るアセスメントや調整のための期間である上、審判に係る手続に照らして、現状、保護開始からの２ヶ月が無駄に使われている訳ではないとの指摘があり、単に２ヶ月という期間を短縮することは困難である。」というふうに書いてございます。

「②一時保護に関する義務的司法審査」についてでございますが、「保護者の意に反する一時保護に関する義務的司法審査の導入が望ましいという指摘があったが」「現行制度下でも２ヶ月の内に審判を行うために、児童相談所、家庭裁判所の双方において、相当の

事務負担が生じていることなどにも照らすと」、現時点では現実的とは言えないというふう
に書いてございます。

次に、③として「一時保護の判断等に関する第三者の関与」でございます。11ページで
ございますが、「一時保護は」で始まるパラグラフの最後ですね。「児童相談所による一
時保護に関する判断の適正性の担保や手続の透明性の確保を図る必要がある。

そこで、児童相談所から独立した第三者が、保護者及び子どもからの申立てに基づき、
これらの者の意見も聴取した上で、短期間で一時保護の適否の判断を行う仕組みを設ける
ことを検討すべきである。

児童相談所から独立した第三者としては、司法機関である家庭裁判所、そのほか児童相
談所と異なる行政機関である児童福祉審議会、子どものオンブズマン制度などが考えられ
るが」として、それぞれの課題を書かせていただいた上で、一番下の「このように」のパ
ラグラフでございますが、「第三者が判断等を行う仕組みについては、上記のような課題
を踏まえ、関与の主体、関与の方法、関与の具体的な時期に関する検討が必要である。」
というふうに書いてございます。

11ページ目、「現行制度の運用の改善」ですが、「そもそも」で始まるパラグラフでご
ざいますけれども、「保護者の権利擁護の基本的なところにおいて、現行制度を前提とし
た改善も必要である。」

続いて、12ページ目でございます。一番上の行からでございますが、「一時保護の理由
や見通しなどについて丁寧に説明すること」、あとは「保護者向けのリーフレットに、既
存の救済方法について、相談先等も含め記載することなどの指摘がされた。」というふう
に書いています。

それから、「一時保護中の手続等の在り方」ということで12ページ目以降でございます
が、まず「一時保護中の処遇の在り方について」、同様に「基本的な考え方」を書いた上
で、「(2)一時保護委託先の確保や環境について」でございます。

「①受け皿の不足への対応について」ということで、1つ目の○でございますが、「地
域ごとに里親、児童養護施設、児童心理治療施設、障害児入所施設など多様な一時保護委
託先を確保する必要がある。」

また、「特に」として、「民間資源を活用した里親支援についても検討すべきである。」
というふうに書いています。

それから、「また」のところでございますが、「多様な主体が小規模な一時保護専用施
設を運営できるようにするとともに、送迎を含む通学に係る支援を検討すべきである。」
と、通学ができるようにするためにはということを書いてございます。

13ページ目、②でございますが、「一時保護専用施設の施設・人員配置」についてです。

1つ目の○でございますが、「措置入所中の子どもと一時保護委託中の子どもとを同じ
生活空間において処遇することは望ましくないケースがある。このため、一時保護専用施
設の設置を進めていくべきである。」

それから、「一時保護所内の処遇の在り方について」、所内の処遇の在り方についてということで「一時保護所の体制について」、施設基準・人員配置基準の関係でございますが、現在、施設・人員配置の基準は児童養護施設に係る基準に準じているというところでございますが、「これらを踏まえた人員配置や設備基準を策定し、手厚い人員配置やそれらを通じた環境の向上を実現する必要がある。」

また、「加えて」の параグラフでございますが、心理職など「専門的知見を有する職員や、職員をとりまとめる指導級の職員の配置が求められる。」と書いています。

14ページ目、「こうした点について、一時保護所の職員の勤務の状況をタイムスタディ等によって調査した上で、必要な人員配置について検討すべきである」。

次に、設備基準については「個別処遇が可能となるよう必要とする設備を検討するべきである。」というふうに書いています。

「(職員の専門性向上)」についてでございますが、「このため」以下でございますけれども、「一時保護所の人員配置や設備基準の策定や、全国統一の研修プログラムの実施」などの支援について検討すべきである。

また、「(定員超過への対応)」についてでございますが、2つ目の○で「定員超過が常態化している自治体については、定員超過解消のための計画策定を義務づけ」で、「国としてもこうした取組に対して重点的に支援を行うべきである。また、計画策定が義務づけられるまでの間においても、自治体における自主的な取組を促すべきである。」というふうに書いております。

14ページ目、「一時保護所の環境面について」ですけれども、15ページ目で「一時保護ガイドラインの趣旨に則った処遇が行われているか等については」、第三者評価によりチェックしつつ、「子どもの意見が聴かれる仕組みにより担保するべきである。」と書いています。

「(学習・通学)」についてでございますけれども、3つ目の○、「このため」から始まるパラですが、「原籍校に物理的に通学できる範囲内に一時保護の受皿を確保する必要がある。併せて、学校への送迎に必要な地域連携を行うための補助などを検討すべきである。」

また、「なお」から始まるパラグラフですが、「一時保護所内で子どもの学力に応じた学習指導を行うべきとの指摘もあった」ということで、「学校が一時保護所からの通学を認めない事例もあることから、学校との連携・協力のあり方についても併せて検討すべきである。」というふうに書いています。

15ページ目から第三者評価の記載ですが、16ページ目、上から3行目くらいです。「第三者評価を現在の努力義務ではなく、義務化することを検討すべきである。」

「また」で始まる場所ですが、「第三者評価の実効性を担保するためには、国として全国的な評価基準を策定するとともに、評価を実施する機関も重要となることから」、その在り方を検討すべき。それから、「さらに、一時保護委託に関しても、環境改善及び委

託の促進のために、一時保護専用施設等で第三者評価を実施することも検討すべきである。」というふうに書いています。

16ページ、17ページ、「面会通信制限、接近禁止命令の在り方について」で「基本的な考え方」「平成29年改正法の評価について」書いてございますが、18ページ目、「面会通信の制限については」から始まる〇でございます。「面会通信の制限にあたっては、子どもの安全安心のために制限が必要かのアセスメントをしっかりと行うことが前提となる。

また、特に処分によらない面会通信の制限については、制限を受けた保護者や子どもにとって不服を述べる機会が損なわれるおそれがあることから、制限が必要な理由をしっかりと説明し理解を求める必要がある」。そして、「適切に児童虐待防止法第12条に基づく面会通信制限を行うべきである。」というふうに書いています。

18ページ目、対象の拡大についてですけれども、「在宅措置中のケースに拡大すべき」、それから「児童虐待を受けた児童」などについての限定について見直すべきといったような指摘がありました。

一方で、「対象場면을拡大することにより親権そのものの制限との関係も問題となることから、慎重な検討が必要」という慎重な立場からの指摘もあったというふうに書いています。

また、18ページ目の下から19ページ目の冒頭ですが、「接近禁止命令・面会通信制限の対象拡大については、平成29年改正後の仔細な実態の調査も行った上で、引き続き検討すべきである。」としています。

続いて、「接近禁止命令・面会通信制限への司法審査の導入について」ですが、「子どもの基本的な権利である面会通信を制限するのであれば、司法審査を経るべきという指摘があった一方で」「そもそもの権利義務関係について整理が必要との指摘や」、1つ飛ばしまして「運用で面会交流などを制限する実務が残るのであれば、結局司法審査は活用されないなど司法審査の導入に係る課題の指摘もあった。」

「まずは一時保護、措置中における面会交流がどの程度行われているのかを調査し、」「接近禁止命令・面会通信制限に対する司法関与の要否やその態様などについて更に検討すべきである」。現時点では、「面会通信制限を子どもの安全確保のための必要最小限度のものとした上で、ケースに応じて適切に面会通信制限処分が行われるよう求めていくべき」と書いています。

19ページ目以降、解除に当たっての手續等の中身でございますが、20ページで「アセスメント・カンファレンスについて」、(2)ですけれども、「情報収集やアセスメントを徹底すべきである。」と書いた上で、以下、その観点を書かせていただきました。

「また、上記のアセスメントの際の観点を踏まえ、現状、入所等の措置の解除に際して使用するものを準用して用いている「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を、一時保護解除の際にも活用できるものを別途作成すべきである。

なお、解除の際のカンファレンスについて、一時保護解除の判断は慎重に行われるべきも

のである」。そこで、「児童福祉審議会も含め専門家の意見を聴くことができるようにする」など、下のほうのポツで書いておられますが、そういった既存の制度を活用して児童相談所の決定をサポートすべきとの指摘もあったというふうに書いてございます。

20ページの費用負担から、21ページはその費用負担についてでございますけれども、21ページの「したがって」から始まるパラグラフですが、「今後の保護者の費用負担については、虐待を行った保護者を含む本人又は保護者に仮に負担能力がある場合でも費用負担を求めないことについて社会的な合意が得られるか等の観点から慎重に検討すべきであり、早急に結論を得ることは困難であるため、国内他制度の動向も踏まえつつ引き続き検討を行う必要がある。」

「現時点で行える工夫として、各自治体内でケースワークと費用徴収とで役割を分担する体制をとることも考えられ、こうした運用を広げていくことを当面行うべきである。」というふうに書いています。

2. で「保護者支援・指導の在り方について」でございます。22ページ、「そこで」で始まるパラグラフですが、「児童相談所においては、専門的支援・指導を着実に実施するため、内部又は外部における保護者支援プログラム等の資源を把握し、児童心理司等がその活用方法を理解し、必要な保護者に適切に実施できるような所内の体制を構築することが必要である。」として、(2)でございますが、「重篤な虐待事例には専門性の高いプログラムを使いつつ、予防的な観点から行う場合を含め広く行う場合には心理教育的なプログラムやペアレントトレーニングを使うといった複数のレベルを各児童相談所設置自治体の管内で実施できるよう体制を整備すべきである。」

また、23ページの「また」から始まるパラグラフですけれども、「措置や一時保護の解除後の家庭復帰においては、児童相談所は一定期間児童福祉司指導を行う必要があるため、そうした仕組みを利用しながら、市区町村を中心とした地域における継続的な支援に円滑に繋がるよう、両者間で丁寧なケースの受け渡しを行う必要がある。」というふうに書いています。

「(3) 保護者指導に関する司法関与の在り方について」で、23ページから24ページでございますけれども、24ページの「このように」から始まるパラグラフですが、「平成29年改正法により対象場面が拡大された保護者指導勧告制度は、改正目的に照らして、必ずしも現場にとって活用がしやすい制度とはなっていない。」

「そこで、検討会においては」ということで、「児童福祉法第28条手続とは独立した別の申立制度を作るべきとの指摘や、上申の有無に拘らず勧告を出すべき」など、「保護者指導について家庭裁判所の主体性を強化する方向の指摘があった。」

「他方」ということで、「家庭への関与に係る司法と行政の役割の在り方全体にわたる指摘もあった。」

したがって、保護者指導勧告については、今後、どのような主体が、手続過程のどの段階で行うのが実効的かつ適切かについて、更に検討すべきである。また、この検討にあた

っては、司法関与に関する先述の議論も含め、司法と行政の役割の在り方や親権制限に関する議論と併せ議論すべきである。」

25ページ、「現時点でできることとして、指導勧告の内容としても用いることが考えられる保護者支援プログラムの活用を促進するとともに、保護者指導勧告がされた事例を収集し、その上申の内容や活用方法について、自治体間で共有を図ることも検討すべきである。」というふうに書いています。

25ページから「一時保護を通じて共通する事項」で、子どもの権利擁護についてですが、(2)で「処遇の決定手続における子どもの意見表明について」で書いています。

「「一時保護ガイドライン」や「子ども虐待対応の手引き」においては、一時保護や施設入所等の措置に当たって子どもに説明すべき事項等について具体的に記載をしているが、実態において、それが形式的な説明にならず、子どもが意見を形成する前提となる情報提供が尽くされているかは、なお検討される必要がある。

聴き取りを行う者としては、独立した第三者を利用することも検討すべきであるが、児童相談所や一時保護所職員においても、子どもから意見を聴く上での基礎的な態度等について研修等により身につけなければならない。」と書いています。

26ページ、なお書きで書いていますが、「子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方や子どもの権利を擁護する仕組みの在り方については、平成29年改正法附則第7条第4項に基づき別途検討が行われていることから、こうした検討と併せて具体的な仕組みについて検討すべきである。」と書いています。

「(3)一時保護中の権利擁護について」で書いていますが、「このため」の段落で書いています。「一時保護所に定期的に外部の第三者が訪問して意見表明を支援する制度を整備することも検討されるべきである。こうした仕組みについては、児童福祉審議会やそれ以外の第三者機関など様々な在り方が考えられるため」に「引き続き議論を進めるべきである。」

また、なお書きで始まる段落ですが、「一時保護委託における権利擁護も併せて推進すべきである。」

27ページ、「子どもに関する記録の取扱いと子どもの知る権利について」で書いていますが、「児童相談所運営指針によれば、一時保護決定通知書、措置決定通知書など含む児童記録票の保存期間」として、例えば以下3つ御用意しておりますけれども、「施設入所等の措置をとった児童の記録票は、その児童が満25歳になるまでの間」などという取扱いが書いてありますが、一番下の○ですが、「保存期間を当人が知らないまま記録が破棄されることのないよう、一時保護の解除時や施設からの退所時には、子どもに対して、その記録の保管期間や開示請求の方法などを説明する必要がある。また、保存期限を過ぎて記録が破棄される前に、当人に可能な限り連絡を行うことについても検討されるべきである。」

「保護者との関係について」で書いています。一番下の「この際」から始まるパラですが、「一時保護の理由や見通し、不服がある場合の手続き等について丁寧に説明することが重

要である。一時保護に同意しなければ子どもと面会をさせない、虐待行為を認めなければ一時保護を解除しない、といったように、一時保護の権限を背景として保護者に強圧的に判断を迫ることはあってはならない。」と書いた上で、「法律の規定やその後の手続、保護者の権利や救済手段等についてまとめたリーフレットを作成することを検討すべきである。」というふうに書いているところでございます。

以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、まずこの資料1の「Ⅰ はじめに」から「Ⅱ 基本的な考え方」までについて御議論をお願いいたします。御発言いただく前には、「手を挙げる」機能を御利用ください。

それでは、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、高田構成員をお願いします。

○高田構成員 高田です。

表記の問題ですけれども、1点だけ指摘させていただきたいと思います。

6 ページの一番下の○の段落です。権利擁護というのがいきなり出てまいりますが、誰の権利かがわかりづらいように思います。この権利擁護の視点というのは非常に重要で、あとあと本資料において子どもの権利擁護という形で出てきますので、ここも子どもの権利擁護というように明確にきちんと記しておいたほうがよいのではと考えます。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかをお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、また後で時間が残るようでしたら元に戻って御発言いただくということも可能ですので、とりあえず「Ⅰ はじめに」から「Ⅱ 基本的な考え方」につきましては、今のところ皆様からの御発言はないということでもよろしいですか。

それでは、続きまして資料1の「Ⅲ 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方」について御議論をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

Ⅲの「(2) アセスメントについて」というところで、私が以前からお話をしてまいりましたデータ分析のこと、AIというふうな言い方で書いていただいていますけれども、現実に各児童相談所の中でAIというのは一体何なんだ、よく分からないというところもあると思いますので、それよりもそういう客観的な判断の前提になるデータの蓄積であるとか、法改正のときにも言われておりますようなデータベースの構築ですね。そういうふうなところを、やはり工程表も具体的に触れるような形で進めていくということでない、いつまでも進まないと思いますので、その辺の記述ができればと思うのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○吉田座長　そういう点も、この取りまとめの中に盛り込んでいただきたいということですね。ありがとうございます。

それでは、続いて杉山構成員お願いいたします。

○杉山構成員　8ページ目の「児童相談所の調査権の在り方について」ですが、これは前回の検討会からも課題であるとして、引き続き検討課題として議論されてきたことですが、この4つ目の○のところでも「司法関与の前提としても、審査に耐えうる証拠が集められる必要があります」云々とありますが、後で一時保護に関して司法機関、あるいは第三者機関もあり得ると思えますけれども、そこがどれぐらい迅速に事前ないしは事後に審査することができるのかは、結局この調査権をどれぐらい強化するかに依存していると思っています。

そのため、相互に参照できるようにするといいますか、2のところでは司法関与の話が出ており、3はまた後で議論になると思いますが、3で司法審査に限界があるという指摘が出てくるところで、その原因の一つが児童相談所の調査権が今は不十分であるということにある点分かるように、両者が関連していることがわかるような表現にしていくのではないかと思います。

具体的な箇所とか、指摘したほうがよければと思いますけれども。

○吉田座長　もしよければ、どうぞお願いいたします。

○杉山構成員　例えばですけれども、10ページ目の②の「一時保護に関する義務的司法審査」で、司法審査を導入することで事務負担がかなり増えるので難しいという趣旨の指摘がありますが、現行の児相の調査権の限界を考えても現実的ではない旨の記述を足したり、11ページ目の第三者の関与の3つ目の○のところでも、第三者が司法機関に限らないと思えますが、家庭裁判所での当事者の負担が大きくなるという趣旨の記載がございましたけれども、ここでも児相の調査権に限界があることになかなか資料の収集・作成がうまくいかないことが書かれてあるといいと思います。

○吉田座長　ありがとうございます。両方を連携させる、つなげるということですね。分かりやすくなりますね。ありがとうございます。

それでは、藤林構成員お願いいたします。

○藤林構成員　私が意見を言いたいところは何点かあるんですけども、まず「平成29年改正法の評価について」のところですか。ここには、児童相談所の事務負担が大きいということが書いてあるわけなんですけれども、そうばかりではないということが厚労省から出された資料の中にあります。児童相談所の中で常勤弁護士が配置されていない場合には、承認審査の申立書や証拠書類の作成に2日間以上かかっているけれども、常勤弁護士が配置されていると5時間以内に、多くの場合できているわけです。ですから、令和元年の法改正によって弁護士配置が進むことで、児童相談所の負担は減少することが期待できると思っています。これは、私の出しました提出資料の2ページのところに書いております。

それから、同様のところで、ケースワークの在り方や児童相談所の事務負担に大きく影響しているというふうに書かれていますけれども、これも厚労省の実態把握調査によると、私の提出資料にありますように「計画的なケースワークをするようになった」とか、「第三者の判断により一時保護の客観性・適法性が担保される」とか、プラスに捉える意見もありました。

また、ほかにも「親権者等や児童への過度の権利制限を抑止できる」とか、そういったポジティブに捉えている意見もありました。こういった意見は、やはり事実としてこの取りまとめに書いていくべきと思っています。

最後に○のところで、「事務負担に大きく影響するものであり」となっていますけれども、常勤弁護士を配置していない児童相談所においては確かに増大したものの、子どもや親権者の権利擁護、手続保障の面においてはプラスの影響があった。私の福岡市だけではなく、ほかの児童相談所においても、19年改正法の評価というのは一定プラスのものがあったということをごをここで言うておきたいと思えます。

とりあえず以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。改正法の評価で、改正法でできた制度の利用ということでプラスの面もあるということを書き加えるべきだという御意見ですね。ありがとうございます。

それでは、高橋構成員お願いいたします。

○高橋構成員 高橋です。

まず、調査権のところだけということですが、私の認識がもし違っていたら申し訳ないんですけども、このまとめ方だと児童虐待防止法のほうで調査権についての義務化をイメージしているように読めて、つまり児童虐待を受けた児童とか、児童虐待のおそれのある児童に特定妊婦を入れるか、入れないかという議論に読めるのですけれども、もともとの検討会のテーマは要保護児童、つまり児童福祉法上の児童についての児童だったような気がしているので、もうちょっとここは広く受け取られるような文面にできないのかということが気になっています。

○吉田座長 何ページのどこら辺になりますか。

○高橋構成員 8ページの2.です。

○吉田座長 3.のすぐ上ですね。「このほか」というところでしょうか。

○高橋構成員 そうですね。これは、つまり全体として多分、防止法をイメージしているのかなと思うんです。一番分かりやすいのは、おっしゃるとおり最後の、防止法において、というところになっているので、ここに集約されているように読めるということです。

○吉田座長 では、その辺の書きぶりを少し調整したほうがよろしいのではないかという御意見ですね。

高橋構成員、ほかにございますか。

○高橋構成員 とりあえず今は大丈夫です。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、橋本和明構成員をお願いします。

○橋本和明構成員 よろしくをお願いします。

先ほどの藤林構成員の意見にかぶるかも分かりませんが、私は10ページの「このように、司法審査の導入は、一時保護中のケースワークの在り方や児童相談所の事務負担に大きく影響するものである。」というふうな書きぶりをすると、どうも司法審査の導入は難しいみたいなニュアンスに捉えられるのではないかと心配するところです。ですから、では事務負担に大きく影響するようにならないために何が今、必要なのかというようなところを付け加えていただきたい。

例えば、常勤弁護士を置きながら、その弁護士と児童福祉司は事実の調査をもっと積極的に行ってとか、そのような職種の連携をもっとさらに活性化してこれに対応するような準備をしていくというか、司法審査の導入はまだ分かりませんが、でも、今、問題になっているような保護者への説明とか、そういうようなところにもっと積極的に対応していくという書きぶりが欲しいなと感じました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。そうすると、今の「このように、司法審査の導入は」という箇所は今おっしゃったような中身を書き加えるということによろしいですか。

○橋本和明構成員 そうあってほしいと思います。

○吉田座長 全体のトーンが変わることはないと思いますけれども、では事務局のほうにお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、鈴木構成員をお願いします。

○鈴木構成員 何度もすみません。鈴木です。

まず、(2)の「アセスメントについて」の最後のほうに関係することだろうと思うのですが、先ほども調査権を強めたらどうかという話がありましたが、児童相談所の現場におりますと、どれだけ調べても分からないことがやはりあるんです。例えば、子どもさん、小さい赤ちゃんであれば何も言えないわけですし、保護者で言わない方もおられますし、それこそ虐待のおそれを否定できないままに調査がいたずらに長引くということがあるものですから、そういう場合にどのような対応をするのかということですね。

これは、それこそ司法の判断という事もあると思いますし、いろいろな児童相談所の経験の中でガイドラインにまとめるということもあると思うんですけども、分からないときにどうするのかというところがないと本当にだらだらやってしまう可能性があるのではないかと思います。

それからもう一点、もうちょっと進めさせていただいてよろしいですか。11ページのところの話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○吉田座長 今おっしゃった点は、何ページのどの辺に手を加えたらということですか。

○鈴木構成員 7ページくらいのところかと思うのですが。

○吉田座長 アセスメントのところ、具体的にどうするという事ではないのでしょうか。いろいろと調べて、分からない場合にこうすべきだということではないですか。

○鈴木構成員 分からない場合にどうするのかということがないと、いたずらに長期化してしまう可能性があるということだと思います。

○吉田座長 そういう文章を入れるということですか。

○鈴木構成員 はい。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、続けてお願いいたします。

○鈴木構成員 それから、11ページ辺りのお話で、③のところ、第三者機関のことを挙げていただいているのですが、「保護者や子どもに対して、一時保護に至った事情や今後の見通し等について説明したり、児童相談所との関係調整等をした」ということが書かれているのですが、これは親に対するアドボケイトのような感じかなというふうにイメージします。それはすごく大事な事だと思いますし、ここに書いていただいていますリーフレットなどでまとめてやるというようなことと合わせてそういうふうな対応をできればいいと思います。ただ、そこではその次にありますような判断をするというのがなかなか難しいのではないかと思います。

保護者の意向に沿った形の判断を出すのであれば、特に問題はないのでしょうか、そうではない判断をするとき、例えば児童相談所の方を支持するというような判断を第三者、裁判所以外の機関でどこが出せるのかということやちょっと思うものですから、この辺はいわゆるアドボケイト機能になるほうがいいのかとも思うのです。まともならなくてすみませんが、いかがでしょうか。

○吉田座長 1つは、判断が難しいんだということやこの中にしっかりと書き込むということですね。そういう検討課題があるということになるのでしょうか。アドボケイトとの関わりも、またどこかの箇所に出てくると思いますので、事務局のほうで検討してもらいましょう。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

高橋構成員、お願いします。

○高橋構成員 今の11ページの第三者の関与のところは、基本的には同じ意見なのですが、やはり私も判断までをここで入れていくというのは難しいと思っています。

それで、まず保護者に関して言うと、既存の制度の枠組みとどういう整合性を取らせるのかというのが大きな課題としてあると思っています。それから、子どもに関していうと、逆に子どもには特に既存の制度で子どもが申立てとなるようなものがないので、既存の制度ということではあまり問題はないかもしれないのですが、やはり事実認定をしようとするとしても重くなるだろうと思っているので、簡易に素早くきちんと説明をしていくということや優先していただいた制度のほうの方が妥当ではないかというのが私の考えとして

はあります。

では、具体的にどういうふうに整理をするかということなのですが、11ページの③の一番下の○なんですけれども、関与の主体、方法を具体的な時期にと書かれているのですが、この手前のところに関与の対象というものをに入れていただいて、何を扱うのか、誰についてのものを扱うのかということも含めた対象を入れていただくのはどうかと思っています。

○吉田座長 先ほどの簡易な手続というのは、どの辺に入りましょうか。

○高橋構成員 正確には後でペーパーを出そうかなと思っているんですけども、今すぐにどこでどうということではなく、イメージだけです。

○吉田座長 分かりました。それでは、後ほど事務局のほうにお知らせください。よろしくをお願いします。

では、藤林構成員をお願いします。

○藤林構成員 私は、今、言われた意見とちょっと異なるのですけれども、前回の司法関与の検討会では、2か月を超えた場合の裁判所の関与ということで話を進めていったわけですが、今回はそうではなくて一時保護時点での司法関与を進めていくというのが本来あるべき姿ではないかというところで議論をずっとしてきたと思います。

その中で、手続の透明化とか手続保障ということが前回大分議論されて、そこをやはりしっかりしていこうよ、といった議論があった上での「③一時保護の判断等に関する第三者の関与」というところであったので、ここら辺まで私は合意があったような気がするんです。「一時保護の適否の判断」は難しいわけですが、児童相談所が一時保護すると判断したことに対して、第三者機関が適正性の担保や透明性の確保の観点から判断するというのは、当然あるべきと思っています。

その場合、ここからは私の提出資料のところに書いているわけなんですけれども、ではどこがするのかというところで、事務局のほうで両論併記的に家庭裁判所なのか、または児童福祉審議会なのかと書かれているわけなんですけれども、私の書いている文章を皆さんに読んでいただければいいと思うのですが、やはり保護者や子どもにとって信頼性や納得感という観点からいくと、裁判所が格段に勝るのではないかと思います。ぜひそういったところを記載していただきたいと思います。

それから、家庭裁判所がそのような第三者機関として判断するときのデメリットとして、当事者の負担が大きくなるのではないか。裁判所の場合は手続が厳格になるから、負担が大きくなるというふうに書かれていますけれども、これも当事者負担の軽減策としては弁護士であるか法テラスを活用することによって、それを軽減できるのではないか、ということも併せて書いていただきたいと思っています。

では、児童福祉審議会はどうかなのかというと、確かにここに書いてあるように手続負担が軽減されて迅速な判断が可能になるかと考えられるけれども、そういったメリットはあるかもしれないが、やはり信頼感、納得感が得られにくいといったところも併せて書いておいていただくといいかと思っています。

とりあえず、当面ここまでお願いいたします。

○吉田座長 私から藤林構成員に質問ですけれども、最後の信頼感、公正感というところは、これこれの理由でというのはどの辺から出てきますか。

○藤林構成員 やはりよく言われるように、行政機関が行政機関の審査をするということが、本当に中立性などの観点で保護者の納得が得られるのだろうかということです。

○吉田座長 では、そこまで書き込んでいただければということですか。

○藤林構成員 はい。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、土居構成員お願いします。

○土居構成員 土居です。

私も幾つかあるのですけれども、まず調査権について先ほど高橋構成員が言われたことと同様に、児童虐待防止法13条の4に関する改正ではなくて、児童福祉法に関する要保護児童に関する調査権のお話であるということはやはり明確化させてほしいです。

それで、一時保護に関することで、②の義務的司法審査のところですが、ここに書いてある「保護者の意に反する一時保護に関する義務的司法審査の導入が望ましいという指摘があったが、仮に親権者等の同意のない一時保護全てに司法審査を導入すると、対象となる手続の件数は現在の家事審判手続の件数を比較し十数倍となり」という、この「十数倍となり」までが読んだときにすごく違和感がありました。何か私が勘違いしたのかなと思って読み返してみると、ここで言う家事審判手続というのは一時保護の延長に関する家事審判手続と比べたときに、開始時点で司法審査を入れると十数倍になるという意味ではないかと思うのです。それが、一読したときに、今の家裁が扱っている家事審判手続の件数と比較して十数倍になるというふうに読めてしまって、とても違和感があったので、そこを明確化させたほうがいいかなという指摘です。

それから、藤林構成員と私は全く同意見で、これまで主張してきたとおりですけれども、やはりこの義務的司法審査というものを入れていくべきだろうと思っています。その中で、この「十数倍となり」という書き方をされるとすごく後ろ向きの意見だなと思って、厚労省が出した資料では、例えば7日経過時点だと延長の審判と比べると6倍程度に収まるんです。だから、その書き方次第で本当に前向き、後ろ向きに読めてしまって、そこはもうちょっと客観的に書くべきではないかとまず思いました。それが2点目です。

もう一つ、先ほどの10ページの一番下の③のところ、11ページにいきますけれども、ここの3つ目の「児童相談所から独立した第三者としては」というところなのですが、私は基本的に藤林構成員が修正されたものにさらにこれを乗せるべきではないかという意見を持っているのですけれども、その前提で、権利制限を扱ってきたことを考えるとやはり家裁が判断するのが最適ではないかという意見もあると指摘してほしいです。また、その下のほうで先ほど藤林構成員が言われた、家庭裁判所以外の行政機関であれば「児童相談所からの独立性や中立性の観点からは家庭裁判所に劣る上、負担軽減・迅速判断の反面、

子どもや保護者の信頼感・納得感も得られにくいと思われる」ことに加え、その結論に児相が縛られないということも課題となるというのを付け加えてはどうかと考えております。

言いたいことは、児童福祉審議会がもし入るとするとどういう形で入るのかは分かりませんが、今のように児相が諮問して何らかの答申を出してもらってというふうになると、その答申に児相が縛られることはないので、結果的には児相の思うようになってしまっているのではないかとということで家裁が入ることに比べると弱いのかなという感じがしております。

もう一つ、同じところの最後に、先日の検討会で高田構成員と私が話したように、2か月を超える一時保護の審査については司法が関与しつつ、開始の段階における不服審査に行政機関が入るとするのはとてもバランスが悪いと考えていますので、そこも明記できないかと思いました。

とりあえず、以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それぞれ、より内容を具体化するとか、誤解を避けるということで補うという理解でよろしいですか。

○土居構成員 はい。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

杉山構成員、お願いいたします。

○杉山構成員 10ページから11ページにかけての司法審査に関するところでありましてけれども、恐らく検討会の全体的な流れといいますか、方向性としては、一時保護の開始時に司法審査を入れることが理念的には望ましいであろうという点についてはそれほど異論がないところだと思います。

ただ、現実には事件数の多さもありますし、先ほど申し上げたような調査権の限界もあつたり、裁判所が何を判断したらいいのかという審査基準が不明確であるとか、様々な制約があるために、今すぐの導入は難しいので、代替的な案として裁判所とは違う第三者機関が関与することができないかという方向性になっていったものと、私は理解をしておりました。

10ページの②のところでは義務的司法審査に言及していて、さらに11ページの第三者の関与のところでは家庭裁判所に言及するのは、司法審査についての説明が重複しているようで少し違和感があります。そもそも前提として第三者のイメージが漠としているのではないかと思いますし、認識もあまり共有されていなかったのではないかと思います。

11ページ目の③の5つ目の○にあるように、事後的に速やかな判断することは司法機関でもできますし、司法機関が望ましいのではないかとと思うのですが、その前の○にある当事者間の調整とか、今後の見通しについて説明することについては家庭裁判所などの司法機関がベストな機関であるかについては見解が分かれていたのではないかと思います。し

たがって、少なくともここでの第三者に司法機関が当然に含まれるように読めるようなものだと、少し誤解を生じさせるのではないかと思います。

あとは、高橋構成員がおっしゃられていたと思いますけれども、現行の行政不服審査とか行政訴訟については、9ページの注3のところから少し出ていますが、どんな制度を入れるにしてもそれとの調整を考えなければならないと思います。

したがって、11ページの③の最後の○のところの検討が必要な事項として、現行制度との平仄を合わせることにいいますか、調整のようなことも必要であろうかと思います。つまり、今の制度、今の行政不服審査等に代えて第三者に判断させるのか、それに追加して第三者の判断を入れるのかといった点は、今後制度を考えていくときにはかなり重要な検討事項になると思いますので、それが分かるような表現にしていただければと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、川瀬構成員、時間の関係でということで少し順序がずれるということですが、御発言をお願いいたします。

○川瀬構成員 申し訳ございません。19時に出なければならぬもので、先に発言をさせていただきます。

27ページまで飛ぶんですけれども、子どもの記録に関する保管のことです。この辺りは、少し私はこれまで発言をさせていただいていたのですけれども、今、一時保護の決定ですとか、それから措置の決定の通知を含めた児童記録票の保管というのが25歳までということだったり、当事者からすると、その情報を知ることが永年、基本的には当事者の情報ということでもっと長く保管されていることが重要だと思っております。

例えば、イギリスなどでは子どもに関する情報というのをケアリーバー協会という外部の団体に情報を移管して行って、それで永年とか、あるいは自分の父親、あるいは祖父母の代まで世代を超えて知る権利というのが保障されているようなところがありまして、日本でも記録を保管するということにコストがかかるということが一つのネックだとは思いますが、行政が持っている情報というのをどの時点で外部化していくかというようなところも検討に入れながら、少なくとも25歳までというのは、なかなか経験者にとっては自分の情報、出自を知りたいというときに短いかと思しますので、この記録の電子化とか、それから外部委託のような形も含めて、記録の保管の在り方というのも一時保護の手続、あるいは措置の手続という子どもにとっては重要な人生の岐路になるところでございますので、記録の保管の在り方というのも見直しをしていただけるとありがたいと思っております。

すみませんが、途中で抜けさせていただきます。以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、戻りまして、先ほどの箇所について御発言をいただきたいと思っております。

久保野構成員、お願いいたします。

○久保野構成員 ありがとうございます。久保野です。

杉山構成員の御意見に重ねてということになりますけれども、④の直前の最後の○の「関与の主体、関与の方法、関与の具体的な時期に関する検討が必要である」というところとの関係で、やはり私も現在の法制度の下での裁判所の関与する事件についてどういう課題があるのか、どういう位置づけがあるのかといったようなことにも、なお検討の課題が残っていると考えます。

それで、なぜ杉山先生の意見と重なるかといいますと、御指摘がありましたような行政不服審査や行政訴訟との関係でどのように位置づけられるのかということについて、とりわけそれほど議論が十分にされていないというか、これからの課題に残っていると感じております。

この点について、2点に分けて申し上げるんですけれども、1つは28条審判や33条5項の審判という現在ある審判事件自体も、なお正確性ですとか、不明確だったり、課題がないかということについて検討の余地があるかと思います。

例えば、誰の提言についての審判事件なのか、それとの対応で、誰にどのようにその聴聞等、手続保障しなければならないのかといった点について、さらにその両事件と行政事件、行政処分取消訴訟との関係がどうかということについても、なお議論があるというふうにコンメンタルなどで書かれております。そうしますと、それらをどう位置づけるのかということの分析が、新たな制度を作るか、作らないか、どう作るかということの大切な前提になると思います。それが1点です。

もう一点、関連しまして、ここの議論の組立て方について、①、②と③との関係について先ほどこれも杉山委員から意見があったわけですが、また、先ほど33条5項で延長には家庭裁判所が入っている以上、不服がある場合もやはり家庭裁判所という見方もできるという御指摘があったのですが、やはり承認をするというのと、不服の申立てを受けて何かを対応するというのは、制度上、一番端的には取消訴訟や行政不服審査との関係をどのぐらい考えなければいけないかという点において、承認と不服審査というのはやはり性格が違わないじゃないかという点も踏まえて考えてみる必要があると思います。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。今おっしゃったような検討事項があるということも加えるべきだと、そういうふうに受け取ってよろしいですか。

○久保野構成員 どのくらいこの報告書自体に踏み込んで書くかというところは必ずしも明確に提案を持っているわけではありませんが、ただ、家庭裁判所という合意なりができていないわけではないであろうというふうには感じておりますし、逆に、もし家庭裁判所の関与可能性についてもっと踏み込んで書くようなことを考えるのだとしますと、今、申し上げたようなことの検討課題と併せて考えてみるべき課題が、なお多々あるということは書き込んでいったほうがよいと感じております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、藤林構成員をお願いします。

○藤林構成員 何度もすみません。ここの部分で、もう少し先ほどの意見に付け加えますと、私の提出した資料の4ページの真ん中辺りのところに書いているんですけども、「現状の行政不服審査や取消訴訟では、短期間で一時保護の適否の判断を行うことはできない。」というところも入れております。そこも含めて、なぜもう少し書いてもらったらいいのかなと思うところです。

それから、次の私の提出資料の5ページの上から3つ目のところなんですけれども、なかなかこの検討会はそんなに毎年するものではないので、今回、取りまとめるとまた何年後かになってしまうので、ある程度の方向性は出していただきたいというのが私の希望です。

そういう意味で、私としてはやはり義務的審査が現実的に、難しいのであれば、せめて不服審査を、より第三者性のある裁判所で行うのが最適だと断言したいというのが私の意見です。今までの意見を聞きますと、もし合意が可能であれば、提出資料のここに書いてあるように「最適であると言える」というふうに書いていただきたいわけなんですけれども、百歩譲って、どうしても一本化できないのであれば、両論併記的に書いてもらうということもあるのかなと思っています。

何らかの結論を書く、または結論が出ない場合にはこういう考え方があるという形で出しておかないと、この取りまとめを今後厚労省が取り扱っていく場合に、非常に中途半端なものになってしまうんじゃないかと思えます。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。全体のそのときの合意の内容というのも、それぞれの受け止め方が違うようですから、あまり一律に書くというよりも、それぞれの意見を盛り込めるのであればそうしたほうがよろしいだろうということで受け止めさせていただきました。

では、高橋構成員お願いいたします。

○高橋構成員 私も、何度もすみません。10ページの②のところなんですけれども、議論が戻ってしまう話になって申し訳ないのですが、ここは出だしとして「保護者の意に反する一時保護に関する義務的司法審査の導入が」という文章で始まるんですけども、一時保護が子どもの権利、制限であるということがあって、現行法は保護者の意に反するという審査なんですけれども、そもそも論として義務的司法審査に入れるとしたら、保護者の意に反するという前提がついてしまうのか。そこは、正直、疑問が私の中ではあるんです。

ほかの委員とか、29年改正ではどうだったのかにもよるんですけども、外せないのかなというのが正直なところです。

○吉田座長 これを外すということは、文章で言えば、その「保護者の意に反する」を取って、いきなり「一時保護に関する義務的司法審査」という書きぶりであれば、子ども

の意に反するも含められるんだという趣旨ですか。

○高橋構成員 はい。

○吉田座長 了解いたしました。

ほかの方、ございませんか。よろしいでしょうか。

では、橋本佳子構成員お願いします。

○橋本佳子構成員 些末なところで恐縮なのですが、8ページの3の「一時保護に関する司法審査の在り方について」の「基本的な考え方」の上から4つ目の「一定年齢以上の子どもに必要な陳述聴取の機会が付与されており、手続保障も図られている。」とあるんですが、現状、保護者にはある程度、手続保障はあるかと思うのですが、子どもに関してはかなり限定的で、その方法についても基本的には保護者ほどの手厚さはないかなと思ってまして、まさにこれが現行の制度の中でも改善できる点の1つかと思ってますので、ここの箇所で手続保障が並列的に書かれているのは、個人的にはもうちょっと書き方を変えてもいいかなと思いました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、橋本和明構成員お願いします。

○橋本和明構成員 短くですが、さっき高橋委員が言われたことに連動するんですけども、保護者の意に反した2か月を超える一時保護の審査と、この一時保護時の審査と、どうも議論がかみ合っていないような感じがするんです。質が違うとか、誰の同意なのかとか、そういうようなところが何かきっちりかみ合わないで議論がどうも進んでいるような感じがして、ちょっと違和感があります。

感想ですけども、以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにかがですか。これまでのところで、よろしいでしょうか。

では、なければ先に進みたいと思います。資料1のIVで、「一時保護中の手続等の在り方について」というところで御議論をいただきたいと思います。12ページ以下になります。

では、お願いいたします。

茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 よろしくお願いいたします。

一時保護中の、特に一時保護所の体制のところになるかと思うんですけども、教育を受ける権利の問題ですね。15ページになります。

一時保護所の場合には都道府県が設置をしていることが多いので、前籍校、原籍校に通学させるのはかなり困難であろう。それから、子ども自身もいろいろな事象で登校できない、したがらない、あるいは連れ戻し等の心配があるので通学させるわけにはいかない子どもも存在しているというところを考えると、所内で適切な教育を受ける権利をどう保障していくかというのは非常に重要な問題だと思うんです。

ここでは、「学校との連携・協力のあり方についても併せて検討すべきである。」という事で済まされてしまっていますが、やはり私はここでは分校や分教室など基本的な仕組み、所内できちんと学校教育を受ける仕組みづくりまで踏み込んだ記述が必要ではないかと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。今のように、分教室、分校という形で具体的に例を示しながら検討を進めるべきだという表記、表現がよろしいのではないかといいことですね。

○茂木構成員 はい、そうです。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、中村構成員お願いします。

○中村構成員 一時保護の関係で、まず12ページの受け皿についてですが、この中で家庭養育の推進が求められるためという記載がありますが、里親家庭の多くは、他の施設と比べると専門職として子どもと関わる役割を担っているわけではなく、一般家庭なので、一時保護をするときに里親家庭だから誰でもいいというわけではないと思います。今後、一時保護に特化した里親家庭の開拓などが重要になるとは思いますが、どこまでこのまとめに記載するのかとか、範囲が分かっていませんが、意見としてお伝えします。 もう一つは、14ページの専門性の向上で職員研修のところに記載があると思いますが、この記載だと、一時保護所の職員のみ専門性の向上になるのかなと思いますが、これまでの議論では一時保護委託先、例えば児童養護施設の職員さんが措置の子どもと一時保護の子どもと一緒に養育している中で、本当は一時保護の子どもを受け入れるに当たっての専門性が新たに必要なんじゃないかという議論もあったかなと思いますので、一時保護所だけではなくて、一時保護委託先の受入れ施設の職員の専門性も記載が必要なのではと思い、意見しました。

以上です。

○吉田座長 そうすると、専門性に関しては里親のところも専門性について言及すべきだし、委託先もですね。

○中村構成員 そうです。

○吉田座長 分かりました。

では、鈴木構成員お願いします。

○鈴木構成員 鈴木です。

私も、そこはすごく共感するところです。一時保護の子どもというのは、非常にハイリスクだと思います。どんな家庭でどんな生活をしていたかも分からない状態で、例えば赤ちゃんから大きな子まで来るわけですがけれども、しばらく一時保護をした後で、1か月ぐらいしてその施設に行って一定、分かっている子どもとは違う。非常に様々な困難を持っている。例えば、適応上の課題もありますし、精神的な問題もありますし、赤ちゃんなど

であればSIDS（乳幼児突然死症候群）のハイリスクである可能性も考えなければいけないと思いますので、特別なそういう存在なんだということは書いていただければと思います。

○吉田座長 専門性強化のところでは、その背景も触れたほうがいいですね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

藤林構成員、お願いします。

○藤林構成員 一時保護所の評価のところですが、16ページの○の下から2つ目で、「第三者評価の実効性を担保するためには」云々とあって、「例えば、児童福祉審議会等の既存の組織を活用することも含めその在り方を検討すべきである。」と書かれているわけですが、茂木構成員も一緒に調査研究を行ったメンバーであるのですが、一時保護所というのは県によっては1か所であったり、2か所であったりします。それを、それぞれの県の審議会であるとか、その県の評価機関が評価しても、全然平準化にならないような気がするんです。

全国の一時保護所のばらつきが今、問題になっているわけですから、全国の一時保護所を平準的に評価できるように、全国的には1か所とか、せめて2か所、3か所ぐらいの評価機関を創設する、ということも例示として入れていただきたいということで、私の提出資料に書かせていただきました。つまり、全国の一時保護所を平準的に評価できる評価機関の創設というようなところを入れていただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○吉田座長 資料の補足ですね。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。ございませんでしょうか。

茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 追加なんですけれども、13ページの職員体制の問題です。○の2つ目で、人員配置については「予算上は子ども2人に対し、職員を1名配置できる」ことになっているという記載がありますが、これをやはりさらに突っ込んで、地方自治体というのはなかなか財政的に厳しい状況があるので、法的に拘束がないとやはりお金を出さない方向にどうしても力が働いてしまうんですね。やはり、相当強い縛りをもって、職員対子どもの比率だとか、あるいは一時保護所全体の規模を制限するようなことをしていかないといけないのかなと思います。

児童養護施設は、本園が全体の半分程度というふうな縛りがかかっていますけれども、それと同様に一時保護所についても1つの施設が例えば20名以下とか、そういった小規模化が実現するようなことを出していないと、自治体によっては今後新しく定員50名の一時保護所を作るなどという計画が公表もされている状況にあるんですね。

ですから、やはり一時保護所の施設の最低基準をきちんと明確化していく、具体的に明確化していくということがどうしても欠かせないかなと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。そうすると、今のお話で言うと、子どもと職員の1対2の問題だけじゃなくて、もっと基準それ自体を拘束的な義務的なものとして定めるべきだと書いたほうがよろしいということですね。

○茂木構成員 そうですね。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。ございませんか。

それでは、なければ、「V 一時保護の解除に当たっての手續等の在り方」というところに移っていきたいと思います。

では、宮口構成員をお願いします。

○宮口構成員 宮口です。よろしくをお願いします。

私は、20ページの解除に当たってのアセスメント・カンファレンスというところで意見が2つあります。ここには「保護者と子どものニーズ」と書いてくださっているんですけども、その中で、解除に当たって子どものニーズをどのように確認するのかというところで、その記載をぜひ入れていただきたいと思っています。

というのは、解除に当たって、一時保護解除の場合、○の3つ目の中で、児童相談所の判断だけでは難しい場合は専門家の意見もということも書いてくださっているんですけども、現在、一時保護解除のときはやはり児童福祉司の判断によって解除になっていると思うんですけども、その中で先ほど中村構成員も言ってくださっていたように、今は一時保護所だけではなくて乳児院であったりとか、児童養護施設であったりというところが一時保護委託先としてあります。この一時保護先の意見も必要だということです。

一時保護委託先で、虐待を受けた子どもたちはトラウマ症状であったり、アタッチメントの問題というのがいろいろ起きているわけなんですけれども、その子どもたちがどういう状態なのかという子どものニーズということが分からないまま解除されているということもよくあると聞きます。施設の先生たちは子どもの状態のことを聞かれないまま解除になることを危惧されています。

ですから、一時保護所、一時保護の解除に当たっては、子どもをその時に養育している子どもの観察者の意見を聞くというところを必ず入れていただきたいと思いました。そこには、先ほど中村構成員が言われたような形で、観察をする、アセスメントができるという専門性が一時保護所の職員であったり、児童養護施設や乳児院の職員であったり、里親さんに必要になると思います。

子どもが実際どういう状態なのかということで、子どもの声を聞く仕組みというのを解除の時点では必ず入れてほしい。生の子どもの声、それがどんな場面でどんなことを言っていたのか、どんな観察がされたのかという解除のエビデンスになっていくと思います。子どもを観察している人の意見を聞く、それが1点目です。

もう一点は、解除の時点で保護者と子どもと、児童相談所ということで、何のために保護されたのか、なぜ解除になるのか、保護者はどのように解除を理解しているかというこ

とを双方で確認する仕組みができたらいいなと思いました。保護者が理解のないまま帰っている状況があり、そこを話し合う仕組みのようなものが必要かなと考えています。

解除に当たって何が心配とされるのか、何が安心とされるのかというので、子どもから見て今どういう状態なのかということ保護者と共有する。解除の際にどこの児相であっても共通に確認作業ができる仕組みがほしいことを意見としてお伝えしたいと思いました。すみません、今頃になってですが、ありがとうございます。以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。貴重な意見いただきました。

それでは、藤林構成員をお願いします。

○藤林構成員 面会通信制限は別の項目になっていたと想像していたものですから、先にいってしまったんですけども、ちょっと戻ってよろしいですか。

○吉田座長 先にこれを済ませて、最後にまた時間があると思いますので、そのときに全体でやりたいと思います。よろしいですか。

それでは、杉山構成員をお願いします。

○杉山構成員 司法関与についてで、23ページの（3）以下のところになります。ここの記載自体には、検討会で出された様々な意見が反映されていると思うんですけども、最後のまとめ方といいますか、記述の順番がちょっと気になりました。24ページの下2つの○で、「したがって」で始まる所と、「なお」で始まる所です。

「したがって」以下は、あるべき制度論を今後議論していくべきだというもので、「なお」以下は、まずはこの制度があまり使われていない現状を、実態調査を通じて把握をして、保護者支援プログラムに限らないと思いますけれども、実際に出されている指導内容などを自治体間などで共有するなどして使いやすくしていく。要するに、現行制度をもう少し活用していくべきであるというものだと思います。

今後の進め方としては、まず現行の制度をきちんと使っていく。そして、活用例を自治体間で共有をしていく。それと併せて、制度論を議論していく方向性になると思っています。

ですから、「なお」といったおまけのような書き方ではなくて、こちらが先にあり、「したがって」以下に書かれているものをこれと併せて検討すべきだということになると理解しております。

それで、19ページの「接近禁止命令・面会通信制限への司法審査の導入について」も、19ページの（4）の2つ目○では、まずは実態を調査して、その上でさらに制度論を議論すべきという書きぶりになっていると思いますが、それと同じような形にするのが望ましいと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。全体の構成の点ですね。

では、茂木構成員をお願いします。

○茂木構成員 よろしく願いいたします。

子どもにとっては、子どもは権利として家族の下、親の下で生活をしていく権利がある。

それで、児童福祉の観点は、やはり在宅で家庭養育をどれだけサポートできるかというところが中心的な課題だと思うんです。そうすると、一時保護の解除ということも、やはり家庭生活を支援していくという視点で極めて重要であるという視点をどうしても入れてほしいな。

さらに、どうしても家庭に戻すときには危険のリスク判定というものをしていくことになりますが、それでは家庭生活の支援というのはなかなか限界があって、その家庭が持っている強み、ストレングスをどれだけ引き出すかというふうなことも非常に重要なソーシャルワーク技法になってくると思いますので、一時保護の解除に当たっては家族の持っているストレングスを十分に評価することも必要であるといった視点も必要かと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、橋本和明構成員をお願いします。

○橋本和明構成員 今の話と似てはいますけれども、20ページの上から○の3つ目のところでは、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を、一時保護解除の際にも活用できるものを別途作成すべきである。」という項目については私は非常にいいと思うのですが、どんなものを作るかというのを、今の茂木構成員みたいにストレングスをしっかり見ていくとか、あるいは一時保護の目的というのは子の生命の安全の確保及び必要な調査なんですよ。そのため、安全がどういうところで確保できているかがちゃんとチェックリストとして見て取れるような、あるいはどこまで調査ができているかというところがちゃんとチェックリストで分かるような、そんなものを別途作成してほしいかと思います。要するに、もうちょっと具体性がないと何を作ったらいいのかがよく分からない。

もう一つ言いたいのは、別の話で、23ページの上の○ですが、一時保護を解除するときにはプログラムとかツールが必要というふうに書かれているんですが、確かにこのまま帰してどうなるかという心配はあるのですが、ここは法律的にどうなっているかわからないところがあります。つまり、虐待かどうかはまだ分からない段階で、あるいは保護者が否認している段階でそういうプログラムを課したりというようなことが法律上できるのかどうか。そういうことが適切なのかどうか。

そこら辺も、さっきの虐待というところをどう押さえるのかとか、そういうところにかかってくるような感じがして、保護者はやっていませんとか言って、ではもう事実が分からないから帰すしかないというときに、プログラムを果たしてやっていいのかどうかというのもちょうと疑問に思いました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。チェックリストのところは、単にチェックリストを作る、活用するというのではなくて、その理念、目的とか、その辺りですよ。どういうところを重視していくべきかということも加えたほうがよろしいだろうということですね。

○橋本和明構成員 はい。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、高橋構成員をお願いします。

○高橋構成員 24ページの下から2つ目の○なんですけれども、第1文はこのままで結構なのですが、第2文は「司法と行政の役割の在り方や親権制限に関する議論」と書いていたのですが、もし可能であれば、ここではなくてVIの共通する事項に入れてもらえないかというお願いです。内容的には、全体に通っているというふうに書いていただいているので。

以上です。

○吉田座長 そういう御提案ですね。ありがとうございます。

それでは、久保野構成員をお願いします。

○久保野構成員 久保野です。

今の同じ24から25ページのところで、今の御意見に従って場所が変わるとちょっと変わる話だとは思いますが、先ほどここについて、下から2つ目の○と、最後の「実態把握調査」云々の○の順番を逆にする御示唆があったと思うのですが、そしてそれが19ページの接近禁止命令等の書き方というか、そこでのスタンスとも平仄が合うという御指定に賛成です。

それとの関係で、前回、本当は発言しておいたらよかったのかもしれないのですが、当初、この保護者指導監督についてあまり件数が多くないという御紹介がありましたときに、地域の偏りがあって特殊に使われているだけなのか気になるというふうに申しあげましたところ、データを出していただきまして、実は全国で少しずつ使われているというのをお示しいただいたのが印象的でした。

そうしますと、なおさらと申しますか、全国で有用だと思われる事例があって使われているけれども、数が少なく、しかも情報がまだ必ずしも十分には行き渡っていないということを、より精査して、実態調査ですとか、使いやすくするための取組などが進むのが、今後の制度設計を考えるためにも有用なのではないかと思います。

感想で、すみません。以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、鈴木構成員をお願いします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

20ページの一番上のところです。「一時保護の決定と同じように重要なものであり」、解除のことですが、「事実に基づいた慎重な判断」と書いてありますけれども、これも一時保護の決定と一緒に、事実や、例えば過去の失敗であるとか、蓄積されたデータを参照しながら、ということがやはりされるべきだと思います。

それからもう一つは、具体的なことではないんですけれども、先ほども出ておりました家庭復帰の適否を判断するチェックリスト、これは実際に御覧になった方は多いと思うのですが、虐待を保護者が認めているかどうかというところがスタート地点みたいな感じに

なっているんですね。今の児童虐待対応は大体そういうところがありまして、まず親が認めるというのが話しの始まりに押さえる点として想定されています。でも、それではやはり具合の悪い事例というのがいろいろ出てきているわけですね。そこは、新しいものを作る際にも検討いただきたいと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。この前の菅家さんの御発言などからすると、そこから入るとやはり親のほうとしては反発を感じますからね。ありがとうございます。

それでは、宮口構成員をお願いします。

○宮口構成員 宮口です。

私も、2つ意見があります。アセスメントとカンファレンスですが、そこは橋本構成員や茂木構成員がおっしゃっていらっしゃったところです。解除についてのアセスメントには家庭で子どもにとっての安心が今後保障され、親子関係が再構築されるための支援のためのアセスメントの視点です。リスクのためのアセスメントが保護の時点だとすれば、解除の時点では支援のためのアセスメントというものがされるべきなのだと改めて感じました。ストレングスにフォーカスしながら、保護者や子どもが何に困っていて、何を助けてほしいと思ってるのか、そこを支援者が共有できる支援のためのアセスメントです。さらにそれを保護者と共有する、子どもと共有するということが要るのだなと思いました。

それで、私のもう一つの意見は同じく23ページになります。児童相談所や市町村などで取り組めるようなプログラムと、とにかくプログラムという言葉とかツールという言葉が先に出てしまうと、プログラムについて、それぞれが想定しているものがばらばらだったりということがあると思うんです。そこは先にプログラムありきではないということで、私たちはそれを実施している団体であるのですが、プログラムは非常に重要であるけれど支援の一部であって、児童相談所のワーカーさんのソーシャルワークの中の一部です。

その中で、どの部分の支援を担うのか。強い介入が必要な場合には支援が難しい場合もありますし、教育的な部分であったり、治療的な部分での支援の場合もあります。保護者の状況では、保護者の社会的な問題、経済的な問題、発達的な課題やハンディキャップやという様々なアセスメントをした中でどの部分を担うのかということになるので、アセスメントということが解除の段階でできるような具体的なものが必要になるかなと考えました。

ですから、ソーシャルワークの中の一部であり、プログラムありきになってはいけなさと考えました。それも必要なんですけれどもということですね。

○吉田座長 ありがとうございます。先ほどの鈴木構成員のお話と共通するところがありますね。これは受けるべきだとか、これは受けるほどリスクがあるというようなラベリングにつながりかねないということですね。

○宮口構成員 もちろん必要ですけれども、そこがというところがあります。ありがとうございます。

○吉田座長 では、藤林構成員をお願いします。先ほどおっしゃろうとしていたことも、併

せてどうぞ御発言ください。

○藤林構成員　まずは、23ページの今、宮口委員も言われた保護者支援・指導の在り方についてのところで、今までの検討会の中であまり出てこなかった点です。一時保護を解除した後、単にプログラムを受けてもらうとか、どういうプログラムがいいのかというところだけではなくて、まずはセーフティー、安全を確保するために児童相談所が適切な在宅指導、指導措置を行っていく必要があるわけなのです。その指導措置を行う場合に、例えば当面虐待加害親以外の親と同居するとか、または親族宅に身を寄せるといったことを児童相談所として指導措置の中に入れるということは通常行われていると思います。その場合に児童相談所の許可なく、例えば祖父母のところにいる子どもが、親権者に会うとか、親権者と交流することはしないでくださいといった、親権者との面会を事実上制限しているということが実際にあるわけなんです。

これは、在宅中の子どもに対して親権者との面会権を制限していることになるわけなので、本来は司法審査の対象になるべきものを、多分、多くの児童相談所はやっている現状があるのではないかと思います。

そういった場合に、これも本来であれば、一時保護中の面会通信制限と同様、異議申立てがなされた際には、また先ほどの考え方にも戻るわけですが、「第三者機関において面会通信制限の適否の判断を行う仕組みを設けることを検討すべきである。」と考えているところです。これは、私の提出資料の11ページにあるところです。

それで、面会通信制限でさっき言い忘れてしまったのですけれども、私の提出資料の7ページの下のところにある部分なのですが、面会通信制限を児童相談所という行政機関が決めてしまっているのだからという根本的な問題があって、たしか前回か前々回、久保野委員からも、親権者にとっても子どもにとっても面会通信というのは基本的な権利であって、それを行政機関が制限することは果たしてどうなのか。

それ以前に、「子ども虐待対応の手引き」においても、「指導」という形でまずは行って、それが守られない場合には「行政処分」としての制限を行うというふうな記載になっている。この「指導」という形で果たしていいのだろうかというところを、もうちょっと明確に書いてもいいのかなと思いますし、本来、面会通信制限を行うのであれば、これはやはり法律に明記したもので行うべき、ということも書いていいのかなと思います。

もう一つは、実際に児童相談所の現場では虐待ケースだけではなくて、虐待ケースでない場合にでも面会通信制限を行っているわけですから、児童虐待防止法でない児童福祉法の中にも面会通信制限のことは書くべきではないかと思っています。が、そういう必要性があるのではないか。

ただ、面会通信制限を行う際に、それは指導であれ、処分であれ、子どもや親がそれに対して不服がある場合には先ほどと同じで、面会通信制限に対する司法審査がないのであれば、せめて不服申立ての仕組みが必要であるというところをここで明記するべきではないかということで、私の提出資料の7ページから8ページに書かせていただいています。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、中村構成員をお願いします。

○中村構成員 20ページの部分ですが、今後、一時保護委託が増えるという中で、家庭復帰に関するチェックリストを私も確認させていただいたのですが、チェックリストには措置中の施設や里親家庭の意見とかを確認する項目があったと思います。今、一時保護委託中の一時保護委託先にどこまで子どもの状況とか、子どもが発したことなどの確認を行った上で、一時保護委託解除をしているのかという疑問があります。

情報収集においても、徹底するとは書いていますが、実際に業務上、保育所が子どもの情報を教えてくれてなかったのではなくて、ただ児童相談所の職員が聞いていなかったということがありました。情報収集を徹底するというこの中身としては、やはり情報収集能力の向上が必要であるのだろうということを感じています。

ですから、先ほどチェックリストのお話もありましたので、参考にしていただければと思います、意見しました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

私のほうで、意見というよりも皆さんの御意見も聞きたいのですが、20ページの下のほうで「(3)措置に係る保護者の費用負担について」のすぐ上で、「市区町村の対応に関する議論や情報共有のために」、要対協の実務者会議に先立ってという記述があります。これはそのとおりでよろしいと思うのですが、この場合、どこを留意すべきなのかとか、それから共通チェックリストが今できていますけれども、解除のときにはこういう共通のチェックリストというものが果たしてあるのか。そして、必要ではないのか。さらに、ここで協議すべき事柄などはもう少し明確にしておいたほうがよろしいのではないかと思うのですが、この辺りについて皆さん方から御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

実際には、家庭的な養育をこれから始めようということですし、それから完全に安全という判断ができるかどうかということだし、実際の受け皿は市町村になるわけですので、ここは市町村はとても重要な役割を果たしますから、単にこの程度の記述では足りないのではないかと思うのですが。

もしなければ、今、私が申し上げたようなところをここに書き加えるということを提案させていただきたいと思います。

皆さんから、ほかにございませんか。

なければ、時間も少し余裕がありますので、最初に戻って皆さんのほうで意見、さらに追加して出したいというところがございますたらお願いいたします。全体を俯瞰して、まだ出ていないところもありますね。先ほどの費用徴収のところなどもまだ意見はいただい

ておりませんし、さらに議論したほうがいい点などがありましたらお願いいたします。

では、藤林構成員からお願いします。

○藤林構成員 負担金の記載なのですけれども、厚労省のほうで負担金の実態調査をしていただいたわけですが、実際に私の提出資料にも書かせていただいていますけれども、負担金に反発して措置の同意が取れない。結局、措置にならなかったケースというのがどれくらいあるのかというのを調べてほしいと思います。28条を申し立てるほどではないけれども、最終的に負担金を払うのだったらもういいとケースがある、その結果、措置ができなくて子どもに不利益が生じた事例もあるのではないかな。レアケースかもしれないけれども、負担金の是非について議論するためにも、ぜひ調べていただきたいことを希望いたします。

以上です。

○吉田座長 ケースワークをやっていく上で、この点が支障になるというような部分はやはり調べておいてよろしいでしょうね。ありがとうございます。

では、茂木構成員お願いします。

○茂木構成員 よろしくお願いします。

子どもの意見表明権とか、子どもの意向等というところがあちこち記載されていて、前から比べると非常に進んだなと感じますが、率直に言ってまだまだ不十分なんだろうと思います。

例えば面会交流などにしても、面会交流は親の権利、子どもの権利ではありますけれども、面会したくないというのも子どもの権利かと思うんです。一時保護現場におりますと、結構高い比率で子ども自身が会いたくない、怖い、会えないというふうな思いをかなり持っていて、そういう意味で面会させない。指導で面会をさせていないという実例が多いのかなと思います。

ですから、面会にしろ、それから今後一時保護の決定にしろ、もっともっと子どもの意見を十分に把握していくような仕組みというものを充実させていく必要があるのではないかな。やや漠然とした要望になりましたが、そんなことを感じます。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

では、中村構成員お願いします。

○中村構成員 子どもの意見、権利擁護の部分についてですが、25ページです。年齢等の特性によってと書いていただいています、**「年齢等の」**と書いてしまうと、現在の状況が学齢児以上の子どもたちの声を聞けばいいよねという理解が現場にあるとしたら、これまで通り、学齢児以上の声しかきかないとならないか心配です。年齢等の特性によってという記載の前提として乳幼児の子どもとか障害がある子どもの声を聞くこともふくまれているとは思いますが、例えば具体的に乳幼児も含むとか、障害がある子どももというよ

うな記載のほうが、より子どもたちにとっても聞かれる権利の保障につながるのではないかと考えています。

経験者の声などを聞いていると、小学生のころは全然自分の意見を聞いてもらえなかったというような経験者がいたりするので、年齢ではなくてやはり子ども一人一人の声を必ず聞くということが必要だと思います。もちろん全ての子どもにと記載していただいているのですが、やはり現場レベルでは、学齢児以上とかになりかねないのかなという心配もあって、具体的に書いていただけると助かるなと思います。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

では、鈴木構成員をお願いします。

○鈴木構成員 鈴木です。

負担金のことなのですが、今の議論は非常に大事な保護者の扶養義務であると思うのですが、現場的にはなかなかそんなことは言っていられないというのでしょうか。そもそも負担金の調査をかけても、きちんとそれが出てこないというのがあります。ですので、現状で公平に負担金を決められているかということ、全然そうではないんです。また、制度的にもきちんとしていないところもあって、税額など問い合わせても答えられませんというような話もありますし、その辺は本当に不公平な制度になっている可能性があると思います。

払わないからといって、差押えをするなどということも多分ないと思います。実際、私も何度も取りに行ったことはありますけれども、家が崩れかかっているととてもお金なんか取れないというような事も多いです。結局どうするかというと、何年かたって不能欠損で県のほうが処理をするという形になって、払わない人は払わないという形になっている。そういう実態があるということは、御理解いただければと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。なかなか難しそうですね。

それでは、橋本和明構成員をお願いします。

○橋本和明構成員 子どもの意見をどうやって吸い上げるかというところで、これは教えてほしいのですが、家事の手続の一つで子どもの手続代理人というものができますよね。それは面会交流とかでは結構活かされていると思うのですが、この28条事件とか、2か月超えの一時保護の承認の事件にそれがどれぐらい活かされているかというのを私は聞いたことがないので、そういうふうなことができるのかどうか、あるいはまたやった事例があるのかどうか。そんなところも、ぜひ聞いてみたいと思っています。

○吉田座長 今の御意見は、この場でということですか。

○橋本和明構成員 次回までで結構ですし、今このメンバーの方でもしこういうようなことがということがあれば教えてほしいと思います。

○吉田座長 今井構成員、いかがでしょうか。

○最高裁判所 東京家庭裁判所の今井です。

今、お話があったのですけれども、急にはお答えできるようなものがあるわけではないので、何とも申しかねるところです。

あとは、重ねて申し上げたいことがあるのですけれども、平成29年改正法の評価とか、あとは現場の義務負担の関係などに関して実態把握調査について言及されておられたことがあるかと思うのですが、実態把握調査の結果についてはいろいろな御意見とかがあろうかと思しますので、もしそれを参照するという点に関しては、やはりその全体に目配せする必要があるだろうと思っております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

先ほどの橋本和明構成員の御質問で、もしお差し支えなければ次回にでも追加でお話しただけるとありがたいと思しますので、よろしくお願いします。

○橋本和明構成員 よろしくお願いします。

○吉田座長 それでは、茂木構成員、残りの時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

○茂木構成員 保護者負担金の問題なのですけれども、私も長く児童福祉司をやっていて、階層認定というのをしなければいけないわけですが、これが非常に大変なわけです。

それからもう一つは、実際に負担金をかけたときにどう徴収するか。それから、先ほど不納欠損にせざるを得ない実例が多いんだというふうな御指摘もありましたが、自治体によっては負担金の納入をしないのは税金と一緒になので差押えをなささいといった強い指導をしている自治体もあると思うんです。私の出身の自治体も、そんな一つでした。

全国でどのくらい負担金の未納について差押えまで要求しているのか、その辺の実態等は少なくとも調べておく必要はあるのではないかとちょっと思いました。

以上です。

○吉田座長 大事なところかと思えます。

それでは、土居構成員お願いします。

○土居構成員 端的に申し上げます。

14ページの「(定員超過への対応)」のところの2つ目の○なのですけれども、「定員超過解消のための計画策定を義務づけ」云々とあるのですが、やはり児童相談所にいると、児童相談所の現場がこういう計画策定をやろうと思うと、本当に形だけのものになってしまっただけで実効性がないものになってしまうので、計画策定の義務づけというよりは、何か第三者の機関が定員超過している理由であったり、その解消策というものを助言するというような制度のほうが望ましいのではないかと思いました。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますか、高田構成員お願いします。

○高田構成員 ありがとうございます。

先ほど高橋構成員から御指摘があったのですが、10ページの(3)②の最初の段落で、「保護者の意に反する」という記述を疑問とすることご指摘があったかと思います。確かに一時保護の期間延長の承認に際しては「保護者の意に反する」ということが前提になっているわけですが、この一時保護の「開始」に当たっての司法審査の導入の対象として何を考えるかといったときには、そういった狭い縛りが妥当かどうか自体が、問題となりますので、基本的には一時保護の当否に関する審査、すなわち、不必要または不適切な一時保護が広く審査の対象になりうるということを前提にした上で議論していくほうがよいと思います。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、皆さん活発な御議論をいただきましてどうもありがとうございました。各構成員におかれましては、なお追加の御意見等がございましたら、後ほど事務局のほうまでお知らせいただければ幸いです。

最後に、事務局から次回の日程等、連絡事項をお願いします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 次回の日程につきましては、調整の上、後日御連絡いたします。

以上です。

○吉田座長 それでは、本日の検討会はこれで閉会とさせていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。